

7 自 第 3 4 号
平成 1 7 年 4 月 2 8 日

奈良県知事 柿本 善也 様

京都府知事 山田 啓二

「京奈和自動車道（大和北道路）環境影響評価方法書」に対する
意見書について

平成 1 6 年 1 1 月 1 日付け都計第 3 5 5 号で提出のあった上記環境影響評価方法書について、環境影響評価法第 4 0 条第 2 項で読み替えて適用される同法第 1 0 条第 1 項の規定により、別添のとおり意見書を送付します。

(別 紙)

1 全般的事項

当該事業は京奈和自動車道の一部として、既に供用中の京奈和自動車道木津インターチェンジと西名阪自動車道間を連結するものであり、京奈和自動車道の既供用区間や一部並行する国道 2 4 号線を含む既存の道路交通に広域的に影響を及ぼすことが想定される。

さらに、事業実施区域周囲には、関西文化学術研究都市として開発中の地域があり、住宅、幼稚園、学校、公園等が既に立地又は将来立地する予定があるほか、重要な動植物の生息地、埋蔵文化財や農業用の水源等、環境保全上の配慮が必要な地域がある。

環境影響評価を行うに当たっては、これらの事業特性及び地域特性を十分に踏まえて、最新の情報により調査、予測及び評価を行うこと。

また、方法書では路線及び換気塔の位置や構造、既存の国道 2 4 号線改修との関係といった事業の詳細が明らかでないため、準備書ではこれらを具体的に記載するとともに、今後、新たな環境影響が明らかになった場合は、地域の特性に十分留意の上、必要に応じて選定された項目及び手法を見直すこと。

なお、路線及び換気塔の位置や構造の具体化並びに環境保全措置の検討等に当たっては、複数案によりできるだけ定量的な比較検討を行うとともに、可能な限り環境影響を回避・低減すること。

2 環境影響評価項目について

(1) 水環境について

ア 水質及び流況について、工事施工時に濁水やアルカリ排水等の流出による水質の変化

(p H、水の濁り等) 及び道路供用時に降雨時における路面その他の道路構造物からの排水量の増加や路面凍結防止剤等の薬剤の影響による水質の変化 (p H、水の濁り等) が生じる

おそれがあるため、隣接する鹿川や水干池及び五領池への影響を検討し、必要に応じて環境影響評価を行うこと。

また、その際、これらの水域の利用状況について下流域も含め調査し、その結果に配慮すること。

イ 地下水について、トンネル工事等の土地改変により地下水脈が影響を受けるおそれがあるため、水質及び水位への影響を検討し、必要に応じて「水環境」に「地下水」の項目を選定し、環境影響評価を行うこと。

また、その際、事業実施区域及びその周辺での湧水を含めた地下水の利用状況について調査し、その結果に配慮すること。

(2) 土壌に係る環境その他の環境について

ア 地盤について、トンネル工事による地下水位の低下により影響が生じるおそれがあるため、地盤沈下について検討し、必要に応じて「土壌に係る環境その他の環境」に「地盤」の項目を選定し、環境影響評価を行うこと。

(3) 自然環境について

ア 動物、植物及び生態系について、工事施工時の騒音及び振動による生息等への影響が生じるおそれがあるため、「建設機械の稼働」、「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行」及び「切土工等又は既存の工作物の除去」による影響を検討し、必要に応じて環境影響評価を行うこと。

イ 動物、植物及び生態系について、トンネル工事による地下水位の低下により生息・生育環境への影響が生じるおそれがあるため、「切土工等又は既存の工作物の撤去」による影響を検討し、必要に応じて環境影響評価を行うこと。

(4) 温室効果ガス等について

ア 温室効果ガス等について、工事施工時の建設機械等及び道路供用時の道路関係施設からの温室効果ガス排出量の削減、省資源・省エネルギーに配慮した建設資材の使用等を検討し、準備書に記載すること。

3 調査、予測及び評価の手法について

(1) 全般的事項

事業実施による環境影響の把握には、予め現況を把握しておくことが必要不可欠なことから、周辺の最新の土地利用状況及び今後の利用計画（特に住宅、幼稚園、学校、公園、福祉施設等の保全対象の立地）や地域における代表性を的確に踏まえた上で調査地点を選定し、調査、予測及び評価を行うこと。

なお、環境影響評価法第15条で規定する「関係地域」は、準備書に具体的に図示すること。

(2) 大気環境等について

ア 大気質（気象を含む）騒音及び振動について、近接する州見台地区等の保全対象の立地を考慮し、事業実施区域周囲の府域において又はそれらを適切に代表できる場所において調査地点を設定し、調査、予測及び評価を行うこと。

また、代表地点として選定した場合は、その妥当性を示すこと。

なお、計画交通量等の設定は、過大・過小とならないように留意すること。

イ 大気質（気象を含む）について、気象条件による大気拡散の考慮においては、風向・風速のみでなく大気安定度も踏まえたモデル計算を行うこと。

また、風向・風速は卓越風のみではなく一般風としての現況把握を行うこと。

なお、調査期間を各季1週間と限定するならば、既存データを十分に解析し、各季の代表的な時期を適切に選択すること。

ウ 大気質、騒音及び振動について、当該道路の供用により道路交通が変化し、既供用区間や周辺幹線道路の付近において新たな環境影響が生じるおそれがあるため、必要に応じて調査、予測及び評価すること。

エ 大気質及び騒音について、自動車の走行及び換気塔の存在による環境影響の予測は、必要に応じて住居等の保全対象が立地する高さを考慮して行うこと。

オ 騒音について、並行する国道24号線において自動車騒音が環境基準値を超過しているところがあるため、自動車の走行による騒音の予測及び評価は、沿道状況を踏まえ、既存道路からの自動車騒音の影響を考慮して行うこと。

また、工事施工時においては、必要であれば工事車両を分散させる等、自動車騒音の低減策を検討すること。

カ 大気質、騒音及び振動について、最新の知見に基づいた適切な予測手法を採用すること。

キ 大気質（工事の実施）について、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び二酸化硫黄の環境基準と調査及び予測の結果との整合についても評価すること。

また、騒音（工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行））について、騒音に係る環境基準と調査及び予測の結果との整合についても評価すること。

（3）自然環境について

ア 動物、植物及び生態系について、事業実施区域周囲の府域における情報は、文献調査に加え、専門家から助言を受けるほか、地域情報に通じた者から聞き取りを行う等により十分に収集・整理し、地域の特性を的確に把握した上で、配慮すべき種や生態系を絞り込むこと。

イ 動物、植物及び生態系について、現地調査の実施においては、予め把握した地域や生態系の特性を十分踏まえるとともに、調査地点・範囲、ルート及び時期等の選定に当たっては、配慮すべき種の生息・生育環境及び生活史を適切に考慮すること。

また、事業が及ぼす影響の予測、評価及び保全策の策定においては、調査結果を十分に踏まえるとともに、必要に応じて好適性区分やその分布等を把握する等、可能な限り定量的なものとする。

ウ 動物、植物及び生態系について、準備書においては、事業者が事業実施区域周囲をどう認識し、どのような理由から配慮すべき種や生態系を選定し、どのような保全策を採るのかを

分かり易く明らかにすること。

(4) 人と自然との豊かな触れ合いについて

ア 景観について、眺望点は自然・観光資源の観点からのみ選定するのではなく、生活の場における身近な眺望点からや事業実施区域近くの眺望点からの景観も重要であるので追加選定すること。

(5) 廃棄物等について

ア 廃棄物等について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく適正処理や「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づく再資源化等を行う必要があることを準備書に記載すること。

また、発生が予測される廃棄物の種類毎に発生抑制及び再資源化等の具体的な方策とその採用理由を示すとともに、その発生量、再資源化量及び最終処分量等を定量的に調査及び予測し、循環型社会形成推進の観点から評価すること。